

鳥取県公報

令和4年3月31日(木) 号外第19号

每週火·金曜日発行

			目	次
\Diamond	規	則	鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則の一部 (14) (環境立県推進課)・・・・・・・ 鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一	
			鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10 正する規則(16)(水産課)・・・・・・・11
				• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
			鳥取県会計規則の一部を改正する規則(18)	(会計指導課)・・・・・・・・・・22

―公布された規則のあらまし

◇鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

大気汚染防止法等の一部が改正され、解体する建築物等に関する石綿含有建材の使用の有無に係る調査の 結果を、元請業者が都道府県知事に対して報告しなければならないとされたこと等に伴い、所要の改正を行 う。

2 規則の概要

- (1) 元請業者は、当該解体等工事が報告対象工事に該当するときは、条例に定める事項のほか、報告対象工 事の元請業者(現行 報告対象工事を施工する者)の現場責任者の氏名及び連絡先を知事に報告することと する。
- (2) 石綿事前調査結果報告システムの導入等に伴い、報告対象工事に係る事前調査結果報告書の様式を改め
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、令和4年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関す る政令の一部が改正され、東日本大震災により著しい被害を受けた者に対する貸付金の特例措置の適用期間が 延長されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 東日本大震災により著しい被害を受けた者に係る林業・木材産業改善資金の償還期間及び据置期間の特 例措置の適用期間を令和5年3月31日まで(現行 令和4年3月31日まで)とする。
- (2) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

- (1) 沿岸漁業改善資金助成法の一部が改正され、都道府県知事による事業計画の認定制度が設けられたこと に伴い、所要の改正を行う。
- (2) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に 関する政令の一部が改正され、東日本大震災により著しい被害を受けた者に対する沿岸漁業改善資金(以下 「貸付金」という。) の特例措置の適用期間が延長されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 貸付金の貸付けを受けようとする者は、貸付金の貸付けを受けることが適当である旨の知事の認定を受 けるための申請書等を提出するものとする。
- (2) 東日本大震災により著しい被害を受けた者に係る貸付金の償還期間及び据置期間の特例措置の適用期間 を令和5年3月31日まで(現行 令和4年3月31日まで)とする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布の日とする(2)に関する事項を除き、令和4年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

適正な競争性を確保するため、鳥取県建設工事等入札制度基本方針において、測量等業務における限定公募 型指名競争入札が廃止され、制限付一般競争入札の対象の範囲が拡大されること等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 委託対象設計金額が100万円以上500万円未満の測量等業務の入札は、制限付一般競争入札(現行 限定 公募型指名競争入札)によって行うこととする。
- (2) 予定価格が100万円以上の測量等業務については、総合評価競争入札を積極的に活用することとする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、令和4年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県会計規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

地方自治法の一部が改正され、地方公共団体の歳入等についてスマートフォンアプリ等を利用した決済方法 を柔軟に活用することができる環境を整備するため、指定納付受託者の指定等について定められたこと等に伴 い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 指定代理納付者の告示に関する規定を削除する等指定納付受託者制度の導入に伴う所要の規定の整備を 行う。
- (2) 手形交換所が廃止され、電子交換所が設立されることに伴い、証券による収納を行うことができる支払 地の区域について所要の改正を行う。
- (3) 県の内部組織の見直し等に伴い、所要の規定の整備を行う。
- (4) 次に掲げる会計管理者の事務をそれぞれに定める課の出納員に委任する。
 - ア 鳥取県未来人材育成基金に係る寄付金の収納事務 交流人口拡大本部ふるさと人口政策課
 - イ ふるさと納税に係る寄付金の収納に関する事務 総務部税務課
 - ウ 警察手数料の収納に関する事務 警察本部会計課、警察本部運転免許課及び警察本部高速道路交通警
- (5) 次に掲げる出納員の事務をそれぞれに定める所属の分任出納員に委任する。
 - ア 公文書、行政資料その他の書類の写しの作成及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務 鳥 取県福祉相談センター及び鳥取県米子児童相談所
 - イ 警察手数料の収納に関する事務 警察本部運転免許課、警察本部高速道路交通警察隊、鳥取県鳥取警察 署及び鳥取県黒坂警察署
- (6) その他所要の規定の整備を行う。
- (7) 施行期日等
 - ア 施行期日は、令和4年11月4日とする(2)に関する事項を除き、同年4月1日とする。
 - イ 鳥取県会計管理局等事務決裁規則について、所要の規定の整備を行う。

規 則

鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和4年3月31日

> 鳥取県知事 平 井 治

鳥取県規則第14号

鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則の一部を改正する規則

(鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則の一部改正)

第1条 鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則(平成17年鳥取県規則第106号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後

改正前

(事前調査)

第6条の2 条例第6条の2の規定による調査(以 下この条及び次条において「調査」という。)は、 次に掲げる者(調査に係る建築物が一戸建ての住 宅及び共同住宅の住戸の内部以外である場合にあ っては、第5号に掲げる者のうち一戸建て等石綿 含有建材調査者を除く。) が、設計図書その他の書 面及び目視により行うものとする。

(1) • (2) 略

(3) 石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令 第21号) 第48条の5第1項に規定する石綿作業 主任者技能講習を修了した者

(4)・(5) 略

2 略

3 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、解体 等工事を施工している間、前項の記録簿等を解体 等工事の場所に備え付けるものとする。

(事前調査結果の説明)

- 第6条の3 条例第6条の3の規定による説明は、 調査の終了後速やかに行うものとする。この場合 において、解体等工事が県届出対象特定工事に該 当するときは、災害その他の非常の事態の発生に より当該解体等工事を緊急に行う必要がある場合 を除き、説明の日と石綿粉じん排出等作業の開始 の日との間に14日以上の期間を置かなければなら ない。
- 2 条例第6条の3後段の規則で定める事項は、第 7条第2項第3号及び第4号に掲げる事項とす る。

(事前調査)

第6条の2 条例第6条の2の規定による調査(以 下この条及び次条において「調査」という。)は、 次に掲げる者(調査に係る建築物が一戸建ての住 宅及び共同住宅の住戸の内部以外である場合にあ っては、第5号に掲げる者のうち一戸建て等石綿 含有建材調査者を除く。) が、設計図書その他の書 面及び目視により行うものとする。

(1) • (2) 略

(3) 石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令 第21号) 第48条の2第1項第48条の5第1項に 規定する石綿作業主任者技能講習を修了した者

(4)・(5) 略

2 略

3 解体等工事を施工する者は、解体等工事を施工 している間、前項の記録簿等を解体等工事の場所 に備え付けるものとする。

(事前調査結果の説明)

- 第6条の3 条例第6条の3の規定による説明は、 調査の終了後速やかに行うものとする。この場合 において、解体等工事が報告対象工事又は県届出 対象特定工事に該当するときは、災害その他の非 常の事態の発生により当該解体等工事を緊急に行 う必要がある場合を除き、説明の日と解体等工事 の開始の日との間に14日以上の期間を置かなけれ ばならない。
- 2 条例第6条の3の規則で定める事項は、法第18 条の15第1項各号に掲げる事項及び報告対象工事 にあっては第6条の5第3項に規定する事項(同 項第1号に掲げる事項を除く。)と、県届出対象特 定工事にあっては第7条第2項に規定する事項

3 元請業者は、解体等工事が県届出対象特定工事 に該当するときは、当該解体等工事の発注者が行 う条例第7条第1項の規定による届出に協力しな ければならない。

(事前調査結果の報告)

第6条の5 略

2 略

3 条例第6条の4第1項第6号の規則で定める事 項は、報告対象工事の元請業者の現場責任者の氏 名及び連絡先とする。

4 略

(作業終了等の報告)

第9条 条例第10条の2第1項の規定による石綿含 有材料等の処理の状況の報告は、石綿含有材料等 処理状況等報告書(様式第4号)によるものとす

2 略

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

石綿含有材料等処理予定量届出書

職氏名様

郵便番号

住 所

(法人にあっては、主た

る事務所の所在地)

届出者 氏 名

(法人にあっては、名称 及び代表者の氏名)

雷話番号

石綿含有材料等を処理するので、鳥取県石綿健康 被害防止条例第10条第1項(第2項)の規定によ 横害防止条例第10条第1項(第2項)の規定によ り、次のとおり届け出ます。

元請業者の氏名又は名 称及び住所並びに法人 (同項第2号に掲げる事項を除く。)とする。

3 元請業者は、解体等工事が報告対象工事又は県 届出対象特定工事に該当するときは、当該解体等 工事の発注者が行う条例第6条の4第1項の規定 による報告又は条例第7条第1項の規定による届 出に協力しなければならない。

(事前調査結果の報告)

第6条の5 略

2 略

- 3 条例第6条の4第1項第6号の規則で定める事 項は、次のとおりとする。
 - (1) 報告対象工事を施工する者の現場責任者の 氏名及び連絡先
 - (2) 下請負人が作業を実施する場合は、当該下 請負人の現場責任者の氏名及び連絡先
 - (3) 条例第6条の3の規定による説明を受けた 年月日
- 4 略

(作業終了等の報告)

第9条 条例第10条の2の規定による石綿含有材料 等の処理の状況の報告は、石綿含有材料等処理状 況等報告書(様式第4号)によるものとする。

2 略

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

石綿含有材料等処理予定量届出書

職氏名様

郵便番号

住 所

(法人にあっては、主た

る事務所の所在地)

届出者 氏 名

(法人にあっては、名称 及び代表者の氏名)

電話番号

石綿含有材料等を処理するので、鳥取県石綿健康 り、次のとおり届け出ます。

にあっては、その代表	
者の氏名	
届出工事の場所	
略	
積替え又は保管をする	<u>□有</u> <u>□無</u>
場合にあっては、積替	_(名称:)_
<u>え又は保管をする場所</u>	(所在地:)
の名称及び所在地	
石綿含有材料等の最終	
処分を行う <u>事業者の名</u>	
<u> 称及び処分場所</u> の所在	
地	

注 1 元請業者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては、その代表者の氏名の欄 は、下請負人が届出を行う場合のみ記入す

2 届出工事の場所の欄には、県届出対象特 定工事実施届出書に記載した県届出対象特 定工事の場所又は特定粉じん排出等作業実 施届出書に記載した届出対象特定工事の場 所を記載すること。

様式第4号(第9条関係)

年 月 日

石綿含有材料等処理状況等報告書

職氏名様

郵便番号

住 所

(法人にあっては、主た る事務所の所在地)

届出者 氏 名

(法人にあっては、名称 及び代表者の氏名)

電話番号

石綿含有材料等の処理が終了したので、鳥取県石 綿健康被害防止条例第10条の2第1項の規定によ り、次のとおりその状況を報告します。

元請業者の氏名又は名	
称及び住所並びに法人	
にあっては、その代表	
者の氏名	
届出工事の場所	
略	
積替え又は保管をした	□有 □無

届出工事の場所 運搬先の事業場の名称 及び所在地 石綿含有材料等の最終 処分を行う場所の所在

注

届出工事の場所の欄には、県届出対象特 定工事実施届出書に記載した県届出対象特 定工事の場所又は特定粉じん排出等作業実 施届出書に記載した届出対象特定工事の場 所を記載すること。

様式第4号(第9条関係)

年 月 日

石綿含有材料等処理状況等報告書

職氏名様

郵便番号

住 所

(法人にあっては、主た

る事務所の所在地)

届出者 氏 名

(法人にあっては、名称

及び代表者の氏名)

電話番号

石綿含有材料等の処理が終了したので、鳥取県石 綿健康被害防止条例第10条の2の規定により、次の とおりその状況を報告します。

	届出工事の場所	
	略	
	運搬先の事業場の名称	

	場合にあっ ² <u>え又は保管</u> の名称及び所	をした場所 (所在地		及び所在地	
	石綿含有材料 処分を行っ7	科等の最終 た <u>事業者の</u>		石綿含有材料等の最新 処分を行った <u>場所</u> の原	
	名称及び処分	<u>分場所</u> の所		在地	
	在地 略			略	
		請業者の氏名又は名称	及び住所並びに	注	
	· <u> </u>	にあっては、その代			
	<u>は、</u>	下請負人が届出を行う	場合のみ記入す		
	<u>るこ</u>	<u> </u>			
	<u>2</u> 略			<u>1</u> 略	
	<u>3</u> 略			<u>2</u> 略	
	<u>4</u> 略			<u>3</u> 略	
	<u>5</u> 元	請業者又は下請負人が	報告を行う場合	4 大気汚染防』	上法第18条の23第1項の規定
	<u>にあ</u> ・	<u>っては、</u> 大気汚染防止	:法第18条の23第	による報告を行	うべき者である場合は、当
	1項(の規定による <u>特定工事</u>	の発注者への報	<u>該報告</u> に係る	報告書の写しを提出するこ
	<u>告</u> に位	系る報告書の写しを提	出すること。	と。	
	様式第1号を	次のように改める。			
7		56条の5関係)			年 月 日
1		<u> </u>	事前調査網	吉果報告書	年 月 日
1		96条の5関係)	事前調査網	吉果報告書	年 月 日
1	· 兼式第 1 号(第	96条の5関係)	事前調査網	吉果報告書 郵便番号	年 月 日
į,	· 兼式第 1 号(第	96条の5関係)	事前調査組	郵便番号 住 所	
1	· 兼式第 1 号(第	96条の5関係)		郵便番号 住 所 (法人にあっては、主	
1	· 兼式第 1 号(第	96条の5関係)		郵便番号 住 所 (法人にあっては、主 告者 氏 名	たる事務所の所在地)
1	· 兼式第 1 号(第	96条の5関係)		郵便番号 住 所 (法人にあっては、主 告者 氏 名 (法人にあっては、名	たる事務所の所在地)
4	兼式第1号(第 職 氏	96条の5関係) 名 様	報告	郵便番号 住 所 (法人にあっては、主 吉者 氏 名 (法人にあっては、名 電話番号	たる事務所の所在地) 称及び代表者の氏名)
	兼式第1号(第職 氏吹付け石綿の	66条の5関係) 名 様 の使用の有無を調査した	報告	郵便番号 住 所 (法人にあっては、主 吉者 氏 名 (法人にあっては、名 電話番号	たる事務所の所在地)
	*式第1号(第、、、、次規定により、	96条の5関係) 名 様 の使用の有無を調査した 次のとおり報告します	報告	郵便番号 住 所 (法人にあっては、主 吉者 氏 名 (法人にあっては、名 電話番号	たる事務所の所在地) 称及び代表者の氏名)
	*式第1号(第*戦 氏*吹付け石綿の規定により、報告対象工	66条の5関係) 名様 の使用の有無を調査した 次のとおり報告します 事の発注者の氏名又	報告	郵便番号 住 所 (法人にあっては、主 吉者 氏 名 (法人にあっては、名 電話番号	たる事務所の所在地) 称及び代表者の氏名)
	様式第1号(第 職 氏 吹付け石綿の の規定により、 報告対象工 は名称及び	96条の5関係) 名様 なのとおり報告しまで 事の発注者の氏名又 住所並びに法人にあ	報告	郵便番号 住 所 (法人にあっては、主 吉者 氏 名 (法人にあっては、名 電話番号	たる事務所の所在地) 称及び代表者の氏名)
	兼式第1号(第軟 氏吹付けにより、報告称及びっては、その	96条の5関係) 名様 次のとおり報告します 事の発注者の氏名又 住所並びに法人にあ の代表者の氏名	報告	郵便番号 住 所 (法人にあっては、主 吉者 氏 名 (法人にあっては、名 電話番号	たる事務所の所在地) 称及び代表者の氏名)
	兼式第1号(第 歌 氏 吹規定に対象で、 報告称は、 報告の対	第6条の5関係) 名様 名様 次のとおり報告します 事の発注者の氏名又 住所並びに法人にあ か代表者の氏名 建築物の名称	報告	郵便番号 住 所 (法人にあっては、主 告者 氏 名 (法人にあっては、名 電話番号 綿健康被害防止条例第6多	たる事務所の所在地) 称及び代表者の氏名)
	兼式第1号(第 職 氏 吹規報はつ報を なるで告と なるなる。 なるなる。	96条の5関係) 名様 次のとおり報告します 事の発注者の氏名又 住所並びに法人にあ の代表者の氏名	報告	郵便番号 住 所 (法人にあっては、主 吉者 氏 名 (法人にあっては、名 電話番号	たる事務所の所在地) 称及び代表者の氏名)
	兼式第1号(第 歌 氏 吹規定に対象で、 報告称は、 報告の対	第6条の5関係) 名様 名様 次のとおり報告します 事の発注者の氏名又 住所並びに法人にあ か代表者の氏名 建築物の名称	報告 たので、鳥取県石 す。	郵便番号 住 所 (法人にあっては、主 告者 氏 名 (法人にあっては、名 電話番号 綿健康被害防止条例第6多	たる事務所の所在地) 称及び代表者の氏名)
	** ** ** ** ** ** ** ** ** **	を 6条の 5 関係) 名 様 次のとおり報告します 事の発注者の氏名又 住所並びに法人にあ の代表者の氏名 建築物の名称 (申請 I D)	報告 たので、鳥取県石 す。	郵便番号 住 所 (法人にあっては、主 告者 氏 名 (法人にあっては、名 電話番号 綿健康被害防止条例第6多	たる事務所の所在地) 称及び代表者の氏名)
	** ** ** ** ** ** ** ** ** **	第6条の5関係) 名 様 ②使用の有無を調査して 次のとおり報告しまる 事の発注者の氏名又 住所並びに法人にあ の代表者の氏名 建築物の名称 (申請 I D) ※所在地	報告 たので、鳥取県石 す。	郵便番号 住 所 (法人にあっては、主 者 氏 名 (法人にあっては、名 電話番号 綿健康被害防止条例第6多	たる事務所の所在地) 称及び代表者の氏名)
	** ** ** ** ** ** ** ** ** **	第6条の5関係) 名 様 ②使用の有無を調査して 次のとおり報告しまる 事の発注者の氏名又 住所並びに法人にあ の代表者の氏名 建築物の名称 (申請 I D) ※所在地	報告 たので、鳥取県石 す。	郵便番号 住 所 (法人にあっては、主 告者 氏 名 (法人にあっては、名 電話番号 綿健康被害防止条例第6多	たる事務所の所在地) 称及び代表者の氏名)

		延床面積		階数	
		() m ²	()階建
	用途				
		□有			□無
	増改築等の有無及	時期()	
	びその内容	内容()	
※報告対象	L事の実施の期間	着手	年	月	日
		終了	年	月	日
調査の方	調査方法	別紙のとおり			
法及び結果	調査結果	別紙のとおり			
報告対象工事	事の元請業者の現場				
責任者の氏名	名及び連絡先				

- 注 1 大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による報告を電子情報処理組織を使用する方法により行 う場合は、建築物の名称の欄に当該報告に係る申請 I Dを記入することで※印の欄の記入を省略す ることができる。
 - 2 構造の欄及び増改築等の有無及びその内容の欄は、該当するものにレ印を付すこと。

添付書類

- 1 報告の対象となる建築物等の付近の見取図、配置図及び平面図
- 2 報告の対象となる建築物等における吹付け材の使用の有無を明らかにした設計図書、写真その他の資
- 3 材料等の分析を行った場合は、当該調査に係る材料の採取箇所を明示した書類及びその分析結果書の 写し

5	別紙									
				調査力	が法及び調	間査結果の	り詳	細		
			吹付け材	の使用箇所						
		書	設書 計 図	吹付け材の 名称	□ (□不明・設言	十図書等なし)	□ (□不明・設言	十図書等なし)
	調査	書面調査及び目視調査	書面調査	石綿含有の 有無	□有 □不明・設ま	□無計図書等なし		□有 □不明・設ま	□無	
	方法)目視調査	目視調査	吹付け材の 有無	□有	□無		□有	□無	
			査	施工状況	□露出 □封じ込め	□囲い込み □除去済み		□露出 □封じ込め	□囲い込み □除去済み	
			調査を行	った者						

□未実施

(資格:

□未実施

□実施

(資格:

□実施

実施状況

分析調查	分析機関名	アクチノライト (%・0.1%未満) アモサイト (%・0.1%未満) アンソフィライト (%・0.1%未満) アンソフィライト (%・0.1%未満) クリソタイル (%・0.1%未満) クロシドライト (%・0.1%未満) トレモライト (%・0.1%未満) トレモライト (%・0.1%未満) (%・0.1%未満) トレモライト (%・0.1%未満) (%・0.1%未満)	
吹付け	石綿に係る調査結果	□有 □無 □みなし □有 □無 □みなし	
調査	を終了した年月日	年 月 日 年 月 日	
	参考事項		

注 大気汚染防止法施行規則第16条の5第2号の規定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなして、大気汚 染防止法及びこれに基づく命令中の特定工事に関する措置を講ずる場合は、吹付け石綿に係る調査結果の欄の「みな し」にレ印を付すこと。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則(以下「新規則」という。)第6条の3の規定は、この規則 の施行の日(以下「施行日」という。)以後に着手する解体等工事について適用する。
- 3 新規則第6条の5の規定は、施行日から起算して14日を経過する日以後に着手する建設工事(鳥取県石綿健 康被害防止条例の一部を改正する条例(令和4年鳥取県条例第12号)による改正前の鳥取県石綿健康被害防止 条例第6条の4第1項又は第2項の規定による報告がされた報告対象工事であって、同日前に着手していない もの(以下「報告等がされた未着手の工事」という。)を除く。)について適用し、同日前に着手した建設工事 (報告等がされた未着手の工事を含む。) については、なお従前の例による。
- 4 前項の規定によりなお従前の例によることとされた建設工事に係る鳥取県石綿健康被害防止条例第6条の4 第1項本文又は第2項の規定による報告は、新規則第6条の5の規定にかかわらず、改正前の様式第1号によ る報告書によってすることができる。

鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和4年3月31日

> 鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第15号

鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則(昭和51年鳥取県規則第53号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前

(貸付金の償還方法等)

第5条 略

2 貸付金の償還期間は、10年以内(3年以内の据置 2 貸付金の償還期間は、10年以内(3年以内の据置 期間を含む。)とする。ただし、東日本大震災(東日 本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成 に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第1項 に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。) により 著しい被害を受けた者のうち、原子力災害(平成23 年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う 原子力発電所の事故による災害をいう。) による影響 を受けている者であって、次の各号のいずれかに該 当するものが令和5年3月31日までに借り入れる貸 付金(以下この条において「被災者貸付金」とい う。) の償還期間は、13年以内(6年以内の据置期間 を含む。)とする。

(1) • (2) 略

3 • 4 略

(貸付金の償還方法等)

第5条 略

期間を含む。)とする。ただし、東日本大震災(東日 本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成 に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第1項 に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。) により 著しい被害を受けた者のうち、原子力災害(平成23 年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う 原子力発電所の事故による災害をいう。)による影響 を受けている者であって、次の各号のいずれかに該 当するものが令和4年3月31日までに借り入れる貸 付金(以下この条において「被災者貸付金」とい う。) の償還期間は、13年以内(6年以内の据置期間 を含む。)とする。

(1) • (2) 略

3 • 4 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和4年3月31日

鳥取県知事 平 井

鳥取県規則第16号

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和55年鳥取県規則第1号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

改正前

(貸付金の種類、貸付限度額等)

第4条 略

2 略

3 第1項の規定にかかわらず、東日本大震災(東日 3 第1項の規定にかかわらず、東日本大震災(東日 本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成 に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第1項 に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。) により 著しい被害を受けた者のうち、原子力災害(平成23 年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う 原子力発電所の事故による災害をいう。) による影響 を受けている者であって、次の各号のいずれかに該 当するものが令和5年3月31日までに貸付けを受け る貸付金の償還期間及び据置期間は、別表第1に規 定する年数にそれぞれ3年を加えた年数とする。

(1) • (2) 略

(貸付資格の認定及び貸付けの申請)

漁業改善資金貸付資格認定申請書(様式第1号)、経 営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成 確保措置に関する計画書、沿岸漁業改善資金貸付申 請書(様式第2号)その他知事が必要と認める書類 (以下「認定申請書等」という。) を添え、その者 (その者が認定中小企業者である場合にあっては当 該認定中小企業者と共同で農商工等連携促進法第8 条第1項の認定農商工等連携事業(以下「認定農商 工等連携事業」という。) を実施する第2条第1項第 1号から第3号までに掲げる者と、その者が促進事 業者である場合にあっては当該促進事業者が行う六 次産業化法第5条第4項第3号に掲げる措置に関し 同条第1項の認定を受けた第2条第1項第1号から 第3号までに掲げる者とする。以下この条において 同じ。)の住所地又は事務所の所在地を地区とする漁 業協同組合(以下「漁協」という。)を経由して知事 に提出しなければならない。ただし、特別の理由にすることができる。

(貸付金の種類、貸付限度額等)

第4条 略

2 略

本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成 に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第1項 に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。) により 著しい被害を受けた者のうち、原子力災害(平成23 年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う 原子力発電所の事故による災害をいう。)による影響 を受けている者であって、次の各号のいずれかに該 当するものが令和4年3月31日までに貸付けを受け る貸付金の償還期間及び据置期間は、別表第1に規 定する年数にそれぞれ3年を加えた年数とする。

(1) • (2) 略

(貸付けの申請)

第8条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、沿岸|第8条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、沿岸 漁業改善資金貸付申請書(様式第1号)に事業計画 書その他知事が必要と認める書類を添え、その者 (その者が認定中小企業者である場合にあっては当 該認定中小企業者と共同で農商工等連携促進法第8 条第1項の認定農商工等連携事業(以下「認定農商 工等連携事業」という。) を実施する第2条第1項第 1号から第3号までに掲げる者と、その者が促進事 業者である場合にあっては当該促進事業者が行う六 次産業化法第5条第4項第3号に掲げる措置に関し 同条第1項の認定を受けた第2条第1項第1号から 第3号までに掲げる者とする。以下この条において 同じ。)の住所地又は事務所の所在地を地区とする漁 業協同組合(以下「漁協」という。)を経由して知事 に提出しなければならない。ただし、特別の理由に より漁協を経由して提出できない者は、その者の住所 地又は事務所の所在地の市町村の長を経由して提出

より漁協を経由して提出できない者は、その者の住所 地又は事務所の所在地の市町村の長を経由して提出 することができる。

(貸付資格の認定等)

出を受けたときは、速やかに、これを審査し、貸し 付けることが適当であると認めたときは、貸付資格 の認定及び貸付けの決定を行わなければならない。

2 略

貸付けの決定を行ったときは、その旨を当該申請者 及び前条の規定により認定申請書等を経由した漁協 又は市町村長(以下「経由漁協等」という。)並びに 鳥取県信用漁業協同組合連合会(以下「信漁連」と いう。) に通知し、貸付資格を認定せず、及び貸付け をしない旨の決定を行ったときは、その旨を当該申 請者及び経由漁協等に通知しなければならない。

(貸付資格の認定の取消し)

- 第9条の2 知事は、貸付けの決定から事業が完了す るまでの間において、実施している事業の内容が経 営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成 確保措置に関する計画と適合せず、又は当該計画が 達成できないと認める場合は、当該計画に係る貸付 資格の認定を取り消すことができる。
- 2 知事は、前項の規定により貸付資格の認定を取り 消した場合は、当該貸付資格の認定を取り消された 者及び経由漁協等にその旨を通知するものとする。

(借用証書)

第10条 第9条第3項の規定により貸付資格の認定及 第10条 前条第3項の規定により貸付けの決定の通知 び貸付けの決定の通知を受けた者は、沿岸漁業改善 資金借用証書 (様式第3号) を信漁連を経由して知 事に提出しなければならない。この場合において、 連帯保証人(法人又は民法(明治29年法律第89号) 第465条の9各号のいずれかに該当する者を除く。) があるときは、当該連帯保証人に係る同法第465条の 6第1項の公正証書の正本又は謄本を添付しなけれ ばならない。

(期限前償環)

(貸付けの決定)

第9条 知事は、前条の規定により認定申請書等の提 第9条 知事は、前条の規定により貸付申請書の提出 を受けたときは、速やかに、これを審査し、貸し付 けることが適当であると認めたときは、貸付けの決 定を行わなければならない。

9 略

3 知事は、第1項の規定により貸付資格の認定及び 3 知事は、第1項の規定により貸付けの決定を行っ たときは、その旨を当該申請者及び前条の規定によ り貸付申請書を経由した漁協又は市町村長(以下 「経由漁協等」という。)並びに鳥取県信用漁業協同 組合連合会(以下「信漁連」という。)に通知し、貸 付けをしない旨の決定を行ったときは、その旨を当 該申請者及び経由漁協等に通知しなければならな

(借用証書)

を受けた者は、沿岸漁業改善資金借用証書(様式第 2号) を信漁連を経由して知事に提出しなければな らない。この場合において、連帯保証人(法人又は 民法 (明治29年法律第89号) 第465条の9各号のいず れかに該当する者を除く。)があるときは、当該連帯 保証人に係る同法第465条の6第1項の公正証書の正 本又は謄本を添付しなければならない。

(期限前償環)

第12条 知事は、貸付金の貸付けを受けた者が次の各 第12条 知事は、貸付金の貸付けを受けた者が次の各 号のいずれかに該当するとき、第9条第2項の貸付 号のいずれかに該当するとき又は第9条第2項の貸 けの条件に正当な理由なく違反したとき又は第9条 付けの条件に正当な理由なく違反したときは、支払

たときは、支払期日前に、当該貸付けを受けた者に 対し、いつでも貸付金の全部又は一部の償還を請求 することができる。

 $(1)\sim(3)$ 略

(支払猶予の申請)

第14条 前条の規定による償還金の支払の猶予を受け 第14条 前条の規定による償還金の支払の猶予を受け ようとする者は、沿岸漁業改善資金償還金支払猶予 申請書(様式第4号)に支払の猶予を必要とする理 由を証明する書類を添え、支払期日の30日前までに 信漁連を経由して知事に提出しなければならない。

様式第1号(第8条関係)

沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書

年 月 日

鳥取県知事 様

郵便番号

申請者 住 所

団体又は会社にあっては

名称及び代表者の氏名

沿岸漁業改善資金助成法第7条第1項の規定に基づ き、経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等 養成確保措置に関する計画を作成したので、沿岸漁業 改善資金の貸付資格の認定を申請します。

添付書類 経営等改善措置、生活改善措置又は青年 漁業者等養成確保措置に関する計画書その 他知事が必要と認める書類

様式第2号(第8条関係)

沿岸漁業改善資金貸付申請書

職氏名様

沿岸漁業改善資金 (資金)の貸付けを受けたい ので、鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則(以下「規」ので、鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則(以下「規 則」という。) 第8条の規定に基づき、次のとおり申請 則」という。) 第8条の規定に基づき、次のとおり申請 します。

月

郵便番号

申請者 住 所

Æ 名

団体又は会社にあっては、 名称及び代表者の氏名

の2第1項の規定により貸付資格の認定を取り消し 期日前に、当該貸付けを受けた者に対し、いつでも 貸付金の全部又は一部の償還を請求することができ

 $(1)\sim(3)$ 略

(支払猶予の申請)

ようとする者は、沿岸漁業改善資金償還金支払猶予 申請書(様式第3号)に支払の猶予を必要とする理 由を証明する書類を添え、支払期日の30日前までに 信漁連を経由して知事に提出しなければならない。

様式第1号(第8条関係)

沿岸漁業改善資金貸付申請書

職氏名様

沿岸漁業改善資金 (資金)の貸付けを受けたい します。

> 年 月

郵便番号

申請者 住 所

> 氏 名

団体又は会社にあっては、 名称及び代表者の氏名

		略										-	略									
	注	略									ì	主	略									
		略										ı	略									
	注	略									ì	主	略									
様	式貨	第3号	(第	10条	関係)	略					様	式第	52号	(第1	0条	関係) 哨	\$				
様	式貨	育4号	(第	14条	関係)						様:	弌第	<u> 3 号</u>	(第1	4条	関係)					
						略											H	各				
		沿岸	治業	改善	資金	償還金	支払獲	当予申	請書	Ì			沿岸	漁業	改善	等資金	償還	金支.	払猶	予申:	清書	
	職	氏	名	様							F	睢	氏:	名标	羕							
		年	月	E	付貸	付決	定(1	貸付	決定	番号第			年	月	F	付貨	資付決	た定	(貸	付涉	・定	番号第
号) 7	で沿岸	漁業	改善	資金	を借り	受ける	ました	こが、	その償	号)	7	治岸	漁業		資金	を借	り受	けま	した	が、	その償
還	金0	の支払	を猶	予し	てい	ただき	たいの	ので、	鳥耳	文県沿岸	還	金の	支払	を猶	予し	てい	ただ	きた	いの	で、	鳥取	果沿岸
漁	業引	女善資	金貸	付規	則第	14条の	規定し	こ基っ	づき、	次のと	漁	業改	善資	金貸	付規	則第	314条(の規	定に	基づ	き、	次のと
お	り目	申請し	ます。	>							お	り申	請し	ます。								
							年	F	1	日									年	月		日
					郵便	番号										郵便	更番号					
			申請	者	住	所								申請	者	住	所					
					氏	名										氏	名					<u>ED</u>
					- 団体	又は会	社にる	あって	には、)						- 団体	文は	会社	にあ	って	は、]
				l	名称	及び代	表者(の氏名							l	名科	外及び	代表	者の	氏名	_	J
					-	記			_							-	記				_	
		略										ŀ	略									
	(注	主)	略									(注	<u>:</u>)	略								

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、公布の日から施行する。 (経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定により貸し付けられている沿岸漁 業改善資金については、なお従前の例による。

募し、これに

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和4年3月31日

> 鳥取県知事 平 井 伸 治

> > 改正前

鳥取県規則第17号

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部を改正する規則

改正後

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則(平成19年鳥取県規則第76号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

の対象となる部 おいて同じ。) 事の請負契約又 係る委託契約の 以下この項にお 額の測量等業務	分の設計金額をい が次の表の左欄に は委託対象設計金 対象となる部分の いて同じ。)が同 の委託契約は、そ	事に係る請負契約いう。以下この章に 掲げる額の建設工 額(測量等業務に 設計金額をいう。 引表の中欄に掲げる	第10分割 6 以 8	の対象となる部 さいて同じ。) 事の請負契約又 系る委託契約の 以下この項にお 頃の測量等業務	分の設計金額をい が次の表の左欄に は委託対象設計金 対象となる部分の いて同じ。)が同 の委託契約は、そ	う。以下この章に 掲げる額の建設工 額(測量等業務に 設計金額をいう。 表の中欄に掲げる れぞれ同表の右欄
する。	力 丸により相手万	で決定するものと		こ定める人札の ける。	方式により相手方	
請負対象設計金額	委託対象設計 金額	入札の方式	11	負対象設計 額	委託対象設計 金額	入札の方式
					100 万円 未満500 万円 未満	指(あか格の該建つ又性他のとなに(に募うて限名有る、者所契設いはの建適入執必以お条。入定競資こ当の在約工て技有設正札行要下い件)札公争格と該事地に事の術無工なののなこて」を者募入者の有業、係等経的そ事実公た資の「と定を型札でほ資所当るに験適の等施平め格章応いめ公型

応募した有資 格者のうち当 該応募条件を 具備するもの の中から、建 設工事にあっ ては鳥取県建 設工事指名競 争入札指名業 者選定要綱、 測量等業務に あっては鳥取 県測量等業務 指名競争入札 指名業者選定 要綱に定める ところにより 入札者を選定 して行う指名 競争入札をい う。以下同 じ。) 250万円以上地 100万円以上特 制限付一般 250万円以上地 制限付一般 500万円以上特 方公共団体の 例政令第3条 競争入札(施 方公共団体の 例政令第3条 競争入札(施 物品等又は特 第1項の規定 行令第167条の 物品等又は特 第1項の規定 行令第167条の 5の2の規定 定役務の調達 により総務大 5の2の規定 定役務の調達 により総務大 に基づき、有 手続の特例を 臣が定める特 手続の特例を 臣が定める特 に基づき、有 資格者である 定める政令 定役務のうち 資格者である 定める政令 定役務のうち (平成7年政 建築のための ことのほか、 (平成7年政 建築のための ことのほか、 サービス、エ 令第372号。以 サービス、エ 当該有資格者 令第372号。以 当該有資格者 下「特例政 ンジニアリン の事業所の所 下「特例政 ンジニアリン の事業所の所 グ・サービス 令」とい 在地又は当該 令」とい グ・サービス 在地又は当該 う。) 第3条 その他の技術 契約に係る建 う。) 第3条 その他の技術 契約に係る建 的サービスの 設工事等につ 第1項の規定 第1項の規定 的サービスの 設工事等につ により総務大 調達契約に係 いての経験若 により総務大 調達契約に係 いての経験若 臣が定める特 る基準額(以 しくは技術的 臣が定める特 る基準額(以 しくは技術的 下「特例政令 適性の有無等 定役務のうち 定役務のうち 下「特例政令 適性の有無等 建設工事の調 測量等業務適 に関する必要 建設工事の調 測量等業務適 に関する必要 達契約に係る 用基準額」と な資格を定め 達契約に係る 用基準額」と な資格を定め 基準額(以下 いう。) 未満 て行う一般競 基準額(以下 いう。)未満 て行う一般競 「特例政令建 争入札をい 「特例政令建 争入札をい 設工事適用基 う。以下同 う。以下同 設工事適用基 準額」とい じ。) 準額」とい じ。) う。) 未満 う。) 未満 略 略

2 略

(本店の所在地に関する応募条件)

第16条 県内に本店を有する有資格者によって円滑か┃第16条 県内に本店を有する有資格者によって円滑か つ適正に実施できると見込まれる建設工事等の制限 付一般競争入札(以下この条及び次条において「県 内向け制限付一般競争入札」という。)を行う場合 においては、当該県内向け制限付一般競争入札に参 加しようとする有資格者の本店の所在地に関し、次 の表の左欄に掲げる建設工事等の区分に応じそれぞ れ同表の右欄に定める応募条件(有資格者であるこ とのほか、当該有資格者の事業所の所在地、当該契 約に係る建設工事等についての経験又は技術的適性 の有無その他建設工事等の適正な実施と入札の公平 な執行のために必要な資格をいう。以下同じ。)を 設けるものとする。

2 港湾工事以外の建設工事で請負対象設計金額が 6,000万円未満のものの県内向け制限付一般競争入札 を行う場合において、前項の表の右欄に定める応募 条件を設けると当該県内向け制限付一般競争入札に 相当数の入札者が見込めないときは、当該応募条件 を変更し、本店の所在地に関する区域を拡大するも のとする。この場合において、同欄中「左欄に定め る所管区域内」とあるのは、「左欄に定める所管区 域又はこれに隣接する総合事務所(有資格者の本店 の所在地が鳥取県土整備事務所、八頭県土整備事務 所又は西部総合事務所の所管区域内にあるときは中 部総合事務所とし、有資格者の本店の所在地が中部 総合事務所の所管区域内にあるときは鳥取県土整備 事務所及び八頭県土整備事務所(建設工事の主な施 工現場が一級河川天神川水系天神川右岸東側及びこ れに相当する位置にある場合に限る。) 又は西部総 合事務所(建設工事の主な施工現場が一級河川天神 川水系天神川右岸西側及びこれに相当する位置にあ る場合に限る。)とする。)の所管区域内」とす

3 略

(格付等級に関する応募条件)

第17条 格付工種に該当する建設工事の県内向け制限 第17条 格付工種に該当する建設工事の県内向け公募 付一般競争入札を行う場合においては、当該建設工 事の格付工種及び請負対象設計金額に応じ、当該県 内向け制限付一般競争入札に参加しようとする有資

2 略

(本店の所在地に関する応募条件)

つ適正に実施できると見込まれる建設工事等の制限 付一般競争入札又は限定公募型指名競争入札(以下 この条及び次条においてこれらを「県内向け公募型 入札」という。)を行う場合においては、当該県内 向け公募型入札に参加しようとする有資格者の本店 の所在地に関し、次の表の左欄に掲げる建設工事等 の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める応募条件 を設けるものとする。

2 港湾工事以外の建設工事で請負対象設計金額が 6,000万円未満のものの県内向け公募型入札を行う場 合において、前項の表の右欄に定める応募条件を設 けると当該県内向け公募型入札に相当数の入札者が 見込めないときは、当該応募条件を変更し、本店の 所在地に関する区域を拡大するものとする。この場 合において、同欄中「左欄に定める所管区域内」と あるのは、「左欄に定める所管区域又はこれに隣接 する総合事務所(有資格者の本店の所在地が鳥取県 土整備事務所、八頭県土整備事務所又は西部総合事 務所の所管区域内にあるときは中部総合事務所と し、有資格者の本店の所在地が中部総合事務所の所 管区域内にあるときは鳥取県土整備事務所及び八頭 県土整備事務所(建設工事の主な施工現場が一級河 川天神川水系天神川右岸東側及びこれに相当する位 置にある場合に限る。) 又は西部総合事務所(建設 工事の主な施工現場が一級河川天神川水系天神川右 岸西側及びこれに相当する位置にある場合に限 る。)とする。)の所管区域内」とする。

3 略

(格付等級に関する応募条件)

型入札を行う場合においては、当該建設工事の格付 工種及び請負対象設計金額に応じ、当該県内向け公 募型入札に参加しようとする有資格者が次の表に定 格者が次の表に定める等級に格付けられていること める等級に格付けられていることを応募条件として を応募条件として設けるものとする。

2 知事は、建設工事の内容、規模等からみて必要が 2 知事は、建設工事の内容、規模等からみて必要が あると認めるときは、前項の規定にかかわらず、県 内向け制限付一般競争入札に参加しようとする有資 格者の格付の等級に関し、同項の規定と異なる応募 条件を設けることができる。

(その他の応募条件)

第18条 知事は、建設工事等の制限付一般競争入札を 第18条 知事は、建設工事等の制限付一般競争入札又 行う場合においては、前2条に規定する応募条件の ほか、次に掲げる応募条件を設けるものとする。

$(1)\sim(3)$ 略

場合において、当該入札に係る建設工事等の内容、 規模等からみて必要があると認めるときは、前項各 号に定めるものに加え、さらに次に掲げる応募条件 を設けることができる。

$(1)\sim(4)$ 略

(調達公告)

第19条 知事は、建設工事等を一般競争入札又は制限 | 第19条 知事は、建設工事等を一般競争入札、制限付 付一般競争入札に付そうとするときは、次に掲げる 事項を新聞、掲示その他の方法により公告するもの とする。

$(1)\sim(9)$ 略

いて「調達公告」という。)は、その開札期日の前 日から起算して、次の各号に掲げる建設工事等の区 分に応じそれぞれ当該各号に定める目前にするもの とする。この場合において、鳥取県の休日を定める 条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項に 規定する県の休日(以下「休日」という。)の日数 は、算入しないものとする。

3 略

(応募者の審査)

第20条 知事は、調達公告に応募した者が入札参加資 第20条 知事は、調達公告に応募した者(以下この条 格及び応募条件を具備しているか否かを審査するも のとする。

設けるものとする。

あると認めるときは、前項の規定にかかわらず、県 内向け公募型入札に参加しようとする有資格者の格 付の等級に関し、同項の規定と異なる応募条件を設 けることができる。

(その他の応募条件)

は限定公募型指名競争入札を行う場合においては、 前2条に規定する応募条件のほか、次に掲げる応募 条件を設けるものとする。

$(1)\sim(3)$ 略

2 知事は、建設工事等の制限付一般競争入札を行う 2 知事は、建設工事等の制限付一般競争入札又は限 定公募型指名競争入札を行う場合において、当該入 札に係る建設工事等の内容、規模等からみて必要が あると認めるときは、前項各号に定めるものに加 え、さらに次に掲げる応募条件を設けることができ

 $(1)\sim(4)$ 略

(調達公告)

一般競争入札又は限定公募型指名競争入札に付そう とするときは、次に掲げる事項(限定公募型指名競 争入札の場合は、第4号及び第8号を除く。)を新 聞、掲示その他の方法により公告するものとする。 $(1)\sim(9)$ 略

- 2 前項の規定による公告(次条及び附則第2項にお 2 前項の規定による公告(次条第1項及び附則第2 項において「調達公告」という。) は、その開札期 日の前日から起算して、次の各号に掲げる建設工事 等の区分に応じそれぞれ当該各号に定める目前にす るものとする。この場合において、鳥取県の休日を 定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第 1項に規定する県の休日(以下「休日」という。) の日数は、算入しないものとする。
 - 3 略

(応募者の審査)

- から第22条までにおいて「応募者」という。)が入 札参加資格及び応募条件を具備しているか否かを審 査するものとする。
- 2 知事は、限定公募型指名競争入札においては、前

第21条 削除

第22条 削除

第25条 略

2 • 3 略

4 前3項に規定するもののほか、電子入札に関し必 4 前3項に規定するもののほか、電子入札に関し必 4 要な事項は、別に要領で定めるところによる。

(入札書の訂正等)

- 第26条 入札者は、入札金額を入札書に記載した後|第26条 入札者は、入札書の記載事項についてまっ は、当該記載した入札金額についてまっ消、訂正又 は挿入をすることができない。
- 2 電子入札の場合にあっては、入札者は、入札金額 2 前項の規定にかかわらず、電子入札の場合にあっ その他所定の情報を記録した電磁的記録を電子入札 ファイルに記録した後は、当該記録した事項につい てまっ消、訂正又は挿入をすることができない。

(落札者の決定)

第32条 入札における落札者は、次の各号のいずれに 第32条 入札における落札者は、次の各号のいずれに も該当しない入札者で、予定価格の制限の範囲内で 最低の価格をもって申込みをしたものとする。

$(1)\sim(3)$ 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、入札において重 (4) 前3号に掲げるもののほか、入札において重 大な不備等があった入札者(別に要領で定めるも

項の規定による審査の結果をあらかじめ応募者に通 知するものとする。

(入札者の指名)

第21条 知事は、限定公募型指名競争入札において は、前条第1項の規定による審査の結果、入札参加 資格及び応募条件を具備していると認められた応募 者の中から、原則として、10以上の者を指名するも のとする。

(不指名理由の説明)

- 第22条 限定公募型指名競争入札において、前条の規 定により知事から入札者として指名された応募者以 外の者は、知事に対して書面によりその理由の説明 を求めることができる。
- 2 知事は、前項の規定により応募者から説明を求め られたときは、当該説明を求められた日から起算し て6日以内に、書面により当該応募者に回答するも のとする。この場合において、休日の日数は、算入 しないものとする。

第25条 略

2 • 3 略

要な事項は、鳥取県建設工事等電子入札執行要領に 定めるところによる。

(入札書の訂正等)

- 消、訂正又は挿入をしたときは、これに印を押さな ければならない。ただし、入札金額は、これを改め ることができない。
- ては、入札者は、入札金額その他所定の情報を記録 した電磁的記録を電子入札ファイルに記録した後 は、当該記録した事項についてまっ消、訂正又は挿 入をすることができない。

(落札者の決定)

も該当しない入札者で、予定価格の制限の範囲内で 最低の価格をもって申込みをしたものとする。

$(1)\sim(3)$ 略

大な不備等があった入札者(鳥取県建設工事等電

のに限る。)

2 予定価格が250万円以上の建設工事及び100万円以 2 予定価格が250万円以上の建設工事については、総 上の測量等業務については、総合評価競争入札を積 極的に活用するものとする。この場合において、落 札者の決定は、前項の規定にかかわらず、別に要領 で定めるところにより行う。

3 略

(指名競争入札)

第33条 第23条から前条までに定めるところによるは|第33条 第23条から前条までに定めるところによるほ か、指名競争入札の実施について必要な事項は、鳥 取県建設工事指名競争入札指名業者選定要綱又は鳥 取県測量等業務指名競争入札指名業者選定要綱に定 める。

様式第1号(第24条関係)

入札書(第 回)

職氏 名 様

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則、鳥取県 建設工事執行規則、鳥取県会計規則、図面、仕様書、 現場説明書等を熟覧の上、次のとおり入札します。

> 月 日 入札者 住 所 商号又は名称 代表者氏名

略

備考 略

様式第2号(第24条関係)

委 状 任

職氏

私は、氏名 を代理人と定め、次の建設工事 (測量等業務) に関する入札の一切の権限を委任しま す。

> 年 月 委任者 住 所 商号又は名称

> > 代表者氏名

受任者 氏

略

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

子入札執行要領又は鳥取県建設工事等紙入札執行 要領で定めるものに限る。)

合評価競争入札を積極的に活用するものとする。こ の場合において、落札者の決定は、前項の規定にか かわらず、鳥取県建設工事総合評価競争入札実施要 領に定めるところにより行う。

3 略

(限定公募型以外の指名競争入札)

か、限定公募型指名競争入札以外の指名競争入札の 実施について必要な事項は、鳥取県建設工事指名競 争入札指名業者選定要綱又は鳥取県測量等業務指名 競争入札指名業者選定要綱に定める。

様式第1号(第24条関係)

入札書(第 回)

職氏 名 様

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則、鳥取県 建設工事執行規則、鳥取県会計規則、図面、仕様書、 現場説明書等を熟覧の上、次のとおり入札します。

> 月 日 入札者 住 所 商号又は名称 代表者氏名

印

略

備考 略

様式第2号(第24条関係)

委 任 状

職氏

私は、氏名 を代理人と定め、次の建設工事 (測量等業務) に関する入札の一切の権限を委任しま

> 年 月 日

委任者 住 所

商号又は名称

代表者氏名 受任者 氏

略

2 改正後の鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に鳥取県建設工事等 の入札制度に関する規則第19条第1項の規定による公告(指名競争入札にあっては、指名競争入札に参加する ことができる者の指名。以下「調達公告」という。)を行う一般競争入札及び指名競争入札について適用し、 同日前に調達公告を行った一般競争入札及び指名競争入札については、なお従前の例による。

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和4年3月31日

鳥取県知事 平 井

鳥取県規則第18号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄	に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。
改 正 後	改正前
(証券による収納) 第23条 <u>令第156条第1項第1号の知事が定める区域</u> は、全国の区域とする。	(証券による収納) 第23条 指定金融機関等、会計管理者、出納員又は分 任出納員は、納入者から証券をもって歳入金の納付 を受けようとする場合は、その証券の支払場所が当 該指定金融機関等において手形交換のできない区域 であるときは、その証券を受領することができな い。ただし、区域外であっても指定金融機関等が支 払が確実であると認めたときは、この限りでない。
2 略	2 略 (指定代理納付者の告示) 第25条の2 知事は、法第231条の2第6項に規定する 指定代理納付者(以下「指定代理納付者」という。)を指定したときは、次に掲げる事項を告示す るものとする。 (1) 指定代理納付者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地) (2) 指定代理納付者に納入させる歳入及び歳入を 納付させる期間

(徴収又は収納の委託)

第26条 略

2 前項の規定により委託を受けた者が収納した歳入 2 前項の規定により委託を受けた者が収納した歳入 金は、払込書により領収の日又はその翌日(同日が 県の休日に当たるときは、その直後の県の休日でな い日) に知事が指定する指定金融機関等に払い込ま なければならない。ただし、払込期日について特約 があるときは、当該払込期日までに払い込まなけれ ばならない。

3 略

4 第2項の規定にかかわらず、第1項の規定により 4 第1項の規定により委託を受けた者が収納した歳 委託を受けた者が収納した歳入金のうち、その性質 上払込書によりがたいものとして会計管理者が認め るものについては、知事が指定する指定金融機関の

(徴収又は収納の委託)

第26条 略

金(第18条第2項に規定する方法により納付するも のを除く。)は、払込書により領収の日又はその翌 日(同日が県の休日に当たるときは、その直後の県 の休日でない日) に知事が指定する指定金融機関等 に払い込まなければならない。ただし、払込期日に ついて特約があるときは、当該払込期日までに払い 込まなければならない。

3 略

入金 (第18条第2項に規定する方法により納付する ものに限る。) は、知事が指定する指定金融機関の 普通預金口座に払い込まなければならない。

普通預金口座に払い込むことができる。

(繰替払のできる経費等)

第77条の2 繰替払をすることができる経費は、令第 第77条の2 繰替払をすることができる経費は、令第 164条第1号から第4号までに掲げるもののほか、次 用させることができる現金は、それぞれ当該各号に 掲げる現金とする。

(1) 略

(2) 法第231条の2の3第1項に規定する指定納付 受託者(以下「指定納付受託者」という。) に歳 入を納付させる場合の事務取扱手数料 当該指定 納付受託者が納付する収入金

(繰替払の報告等)

替支払報告書(様式第26号)によりその収入金を所 管する知事又は出納機関の長に報告しなければなら ない。ただし、次の各号に掲げる経費については、 それぞれ当該各号に掲げる者が、繰替払をした者に 代わって、会計管理者の承認を受けた様式により知 事又は出納機関の長に報告することができる。

(1)・(2) 略

(3) 指定納付受託者に歳入を納付させる場合の事 務取扱手数料 指定納付受託者

2 略

(歳出金支払通知書の有効期間内に支払金を受領しな) (歳出金支払通知書の有効期間内に支払金を受領しな かった者に対する償還)

内に現金を受領しなかったときは、歳出金支払通知 書を会計管理者又は出納員に提出することにより、 その償還を請求することができる。

(入札書の記載事項の訂正等)

第126条 入札者は、入札金額を入札書に記載した後 第126条 入札者は、入札書の記載事項についてまつ は、当該記載した入札金額についてまっ消、訂正又 は挿入をすることができない。

2 入札者は、次の各号に掲げる入札の場合にあって 2 前項の規定にかかわらず、入札者は、次の各号に

(繰替払のできる経費等)

164条第1号から第4号までに掲げるもののほか、次 の各号に掲げる経費とし、当該経費に繰り替えて使 の各号に掲げる経費とし、当該経費に繰り替えて使 用させることができる現金は、それぞれ当該各号に 掲げる現金とする。

(1) 略

(2) 指定代理納付者に歳入を納付させる場合の事 務取扱手数料 当該指定代理納付者が納付する収 入金

(繰替払の報告等)

第78条 令第164条の規定により繰替払をした者は、繰 第78条 令第164条の規定により繰替払をした者は、繰 替支払報告書(様式第26号)によりその収入金を所 管する知事又は出納機関の長に報告しなければなら ない。ただし、次の各号に掲げる経費については、 それぞれ当該各号に掲げる者が、繰替払をした者に 代わって、会計管理者の承認を受けた様式により知 事又は出納機関の長に報告することができる。

(1)・(2) 略

(3) 指定代理納付者に歳入を納付させる場合の事 務取扱手数料 指定代理納付者

かった者に対する償還)

- 第80条 受取人は、歳出金支払通知書の支払有効期間 第80条 受取人は、歳出金支払通知書の支払有効期間 内に現金を受領しなかったときは、歳出金支払通知 額未受領金請求書(様式第28号)に歳出金支払通知 書を添えて、会計管理者又は出納員を経て知事又は 出納機関の長にその償還を請求することができる。
 - 2 出納機関の長は、前項の請求を受けたときは、そ の内容を調査し償還の必要を認めたときは、歳出金 支払通知額未受領金請求書を添えて、その旨を知事 に進達しなければならない。

(入札書の記載事項の訂正等)

消、訂正又は挿入をしたときは、これに印を押さな ければならない。ただし、金額は、これを改めるこ とができない。

は、それぞれ当該各号に掲げる事項を行うことがで 掲げる入札の場合にあっては、それぞれ当該各号に きない。

(1) • (2) 略

附 則

(施行期日)

1 略

(経過措置)

かわらず、次の表の左欄に掲げる所属を出納機関と の右欄の職にある者をもって充てる。

略	
総務部職員人材	総務部職員人材開発センター
開発センター	の課長補佐
略	

別表第1の2 (第6条関係)

1 出納員に委任させる事務

区分	委任事務
令和新時代	統計に関する県の刊行物の販売代
創造本部統	金及び送付に要する費用に係る現
計課	金の収納に関する事務
交流人口拡	鳥取県基金条例(平成19年鳥取県
大本部ふる	条例第10号)別表第1の23の項に
さと人口政	掲げる基金に係る寄附金の収納事
策課	務
略	
総務部税務	1 履行期限を経過した債権の収
課	納に関する事務
	2 ふるさと納税に係る寄附金の
	収納に関する事務
略	収納に関する事務
略総務部デジ	収納に関する事務 1・2 略
総務部デジ	
総務部デジ タル・行財	
総務部デジ タル・行財 政改革局行	1 • 2 略
総務部デジ タル・行財 政改革局行 財政改革推	1 • 2 略
総務部デジ タル・行財 政改革局行 財政改革推 進課	1 • 2 略
総務部デジ タル・行財 改改革局行 財政改革推 進課 略	1·2 略 <u>3</u> 略

掲げる事項を行うことができない。

(1)・(2) 略

附 則

(施行期日)

1 略

(経過措置)

2 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にか 2 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にか かわらず、次の表の左欄に掲げる所属を出納機関と みなし、この規則の規定を適用する。この場合にお みなし、この規則の規定を適用する。この場合にお いて、第5条第2項の規定による出納員には、同表 いて、第5条第2項の規定による出納員には、同表 の右欄の職にある者をもって充てる。

略	
総務部行財政改	総務部行財政改革局職員人材
革局職員人材開	開発センターの課長補佐
発センター	
略	

別表第1の2 (第6条関係)

1 出納員に委任させる事務

1 田納貝に	安住させる事務
区分	委任事務
令和新時代	統計に関する県の刊行物の販売代
創造本部統	金及び送付に要する費用に係る現
計課	金の収納に関する事務
略	
総務部税務	履行期限を経過した債権の収納に
課	関する事務
略	
総務部行財	1・2 略
政改革局資	3 ふるさと納税に係る寄附金の
<u>産活用推進</u>	収納に関する事務
<u>課</u>	<u>4</u> 略
略	
商工労働部	中小企業の事業活動の活性化等の
企業支援課	ための中小企業関係法律の一部を
	改正する法律(平成11年法律第222

号) による改正前の中小企業近代 化資金等助成法(昭和31年法律第 115号) 第3条の規定に基づく貸付 金及び鳥取県中小企業高度化資金 等貸付規則(昭和63年鳥取県規則 第31号) 第3条の規定に基づく貸 付金の収納事務 農林水産部 略 水産振興局 漁業調整課 会計管理局 会計指導課 2 指定納付受託者及び令第158条 第1項又は第158条の2第1項の 規定により歳入の徴収又は収納 の事務を委託された者からの歳 入金の収納事務 略 警察本部会 1 警察本部及び警察署に係る支 計課 出負担行為の確認に関する事務 2 鳥取県警察手数料条例(平成 12年鳥取県条例第38号) 第2条 に規定する手数料の収納事務 道路交通法第51条の4第1項の放 警察本部交 通指導課 置違反金及び同条第13項の延滞金 の出納及び保管に関する事務 警察本部運 鳥取県警察手数料条例第2条に規 転免許課 定する手数料の収納事務 警察本部高 鳥取県警察手数料条例第2条に規 速道路交通 定する手数料の収納事務 警察隊

2 分任出納員に委任させる事務

区分	委任事務								
略									
鳥取県福祉	1 児童措置費の負担金の一部の								
相談センタ	収納に関する事務								
一 · 鳥取県	2 公文書、行政資料その他の書								

号)による改正前の中小企業近代 化資金等助成法 (昭和31年法律第 115号) 第3条の規定に基づく貸付 金及び鳥取県中小企業高度化資金 等貸付規則(昭和63年鳥取県規則 第31号) 第3条の規定に基づく貸 付金の収納事務 商工労働部 鳥取県基金条例(平成19年鳥取県 条例第10号) 別表第1の23の項に 雇用人材局 雇用政策課 掲げる基金に係る寄附金の収納事 務 略 農林水産部 水産振興局 水産課 略 会計管理局 会計指導課 2 コンビニエンスストアにおい て納付された歳入金、マルチペ イメントネットワークを利用し た歳入金及びクレジットカード 及び電子マネーにより納付され た歳入金の収納事務 略 警察本部会 警察本部及び警察署に係る支出負 計課 担行為の確認に関する事務 警察本部交 道路交通法第51条の4第1項の放 通指導課 置違反金及び同条第13項の延滞金 の出納及び保管に関する事務

2 分任出納員に委任させる事務

区分	委任事務								
略									
鳥取県福祉	児童措置費の負担金の一部の収納								
相談センタ	に関する事務								
ー・鳥取県									

	ı
米子児童相	類の写しの作成及び送付に要す
談所	る費用に係る現金の収納に関す
	る事務
鳥取県倉吉	児童措置費の負担金の一部の収納
児童相談所	に関する事務
略	
鳥取県埋蔵	埋蔵文化財センターが発行する刊
文化財セン	行物の販売代金及び送付に要する
ター	費用に係る現金の収納に関する事
	務
警察本部運	鳥取県警察手数料条例第2条に規
警察本部運 転免許課	鳥取県警察手数料条例第2条に規 定する手数料の収納に関する事務
1 31 1 FF 72	7,4 1,11,11,11,11,11,11,11,11,11,11,11,11,1
転免許課	定する手数料の収納に関する事務
転免許課 警察本部高	定する手数料の収納に関する事務 鳥取県警察手数料条例第2条に規
転免許課 警察本部高 速道路交通	定する手数料の収納に関する事務 鳥取県警察手数料条例第2条に規
転免許課 警察本部高 速道路交通 警察隊	定する手数料の収納に関する事務 鳥取県警察手数料条例第2条に規 定する手数料の収納に関する事務
転免許課 警察本部高 速道路交通 警察隊 鳥取県鳥取	定する手数料の収納に関する事務 鳥取県警察手数料条例第2条に規 定する手数料の収納に関する事務 鳥取県警察手数料条例第2条に規

様式第28号 削除

倉吉児童相 談所・鳥取 県米子児童 相談所	
略	
鳥取県埋蔵	埋蔵文化財センターが発行する刊
文化財セン	行物の販売代金及び送付に要する
ター	費用に係る現金の収納に関する事
	務

様式第28号 (第80条関係) (A列4号)

歳出金支払通知額未受領金請求書

貴庁から交付を受けた歳出金支払通知書による金額 を、支払有効期間内に受領できなかったので、下記の とおり再交付を請求します。

記

請		求	3	金		額	¥					
歳占	出金支	払通知]書列	発行	年 番	日号		年	月	月	第	号
小	切号	手 記	号	`	番	号	記	号	第		号	
歳	出金	支払通	í 知	書	発行	人						
					年		月		日			
				権者	ì							
						住所	ŕ					
						氏名	1					
Ĺ	身取県	知事										
		氏	名	様								

備考 この請求書には、歳出金支払通知書を添付す る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和4年11月4日から施行す

(出納機関の長)

る。

(鳥取県会計管理局等事務決裁規則の一部改正)

2 鳥取県会計管理局等事務決裁規則(平成21年鳥取県規則第25号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後													改	正	前							
別表 1 所属名 会	工事検	第3条関係) 資金以外の事務に係る事務処理権限 事務処理権限の区分 内容 知 専決権者 委任決裁権者 会課会課品 出納機関の長期 管理 期 管理 期 費の長の名								出納機関の長の名称		別表第1 (第3条関係) 1 工事検査以外の事務に係る事務処理権 所 事項 事務処理権限の区分 属 種類 内容 知 専決権者 委任治 権者 名 課 会 計 長 計 管 理 当 理 者 職 員							区分 任決 者 課	:裁	出納機関の長の名称	
1 計	法基く事権にす事にづ知の限属る務	2 法 2 条 2 3 1 の 定 よ 指 納 受 者 指 第 3 1 の の 第 項 規 に る 定 付 託 の 定		0								会計指導課	法基く事権にす事にづ知の限属る務	8 2 3 2 6 の定よ指代納者指略 第 1 の第項規にる定理付の定		0						
2	2 略											2	略									